

第76号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和3年6月7日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
目次 第1章～第4章（略） 第5章 雑則（第41条・ 第42条 ） 附則 <u>（電磁的記録）</u> <u>第41条 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うこ</u>	目次 第1章～第4章（略） 第5章 雑則（第41条） 附則

とができる。

(委任)
第42条 (略)

(委任)
第41条 (略)

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。